

一般演題(会員発表)の演題要旨投稿および発表に関するガイドライン

【倫理的配慮等について】

「人を対象とする生命科学・医学系研究」を行う場合には、研究を開始する前に倫理審査を受けなければなりません。薬剤師が行う調査・研究も、人を対象とする研究（患者アンケートなど）に該当する場合には倫理審査を受ける必要があります。これは、学会等で発表を行うか否か、論文投稿するか否かに拘らず必須となります。

神奈川県薬剤師会学術フォーラムにおいても、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に則り、研究倫理に十分配慮すべきである内容であるにも関わらず、倫理審査を受けていない研究については、不採用とさせていただきます。

但し、人が対象の生命科学・医学系研究であっても、生命・医学系指針の対象外になる研究もあります。

例

- ・ 査読された学術論文などの情報を使って行う研究
- ・ 個人に関する情報ではない既存情報
- ・ 既に作成されている匿名加工情報
- ・ 1 症例毎の症例報告

※「症例報告」は、「研究に該当しない1 症例毎の報告」の場合には該当しない、という解釈をしています。複数症例についてデータをまとめて発表等を行う場合には、研究となり、倫理審査が必要となります。

なお、上記倫理審査は不要とされる発表においても、個人情報保護法に則った対応が必要となる場合もあり、注意が必要です。患者の疾患や治療内容に関する情報を記載する際に、患者のプライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意してください。

また、以下のような研究は、人を対象とする医学研究には該当しないため、倫理審査は不要です。

- ・ 講演会に参加した市民に、講演の内容に関する感想を調査
- ・ 研修会に参加した薬剤師に、研修会の内容に関する感想を調査
- ・ 患者に残薬調整のリーフレットを渡した群と渡さない群で、次回来局時の残薬調整の件数を比較。
- ・ 薬歴研修会の前後で、薬剤師の服薬指導や薬歴記載の変化を調査
- ・ 電子薬歴の使いやすさについて、薬剤師の感想を調査
- ・ 患者への SGDｓ に関するアンケート調査